

# 幸山政史の会 規約

## 第1条(名称・所在地)

本会は、「幸山政史の会」と称し、主たる事務所を熊本市におく。

## 第2条(目的)

本会は、自由と民主主義の理想を求め、熊本市の発展と市民生活の向上に尽力している、幸山政史の政治活動を後援することを本来の目的とし、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会・座談会等の開催
2. 会報等の発刊及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、寄附金を納めた者をもって会員とする。

## 第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名 会計責任 1名 監事 2名

## 第6条(役員を選出及び任期)

1. 役員は総会において選出する。
2. 役員は任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第7条(会議)

1. 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集する

## 第8条(経費)

本会の経費は、寄付金(年額10,000円～120,000円)、会費、その他の収入をもって充当する。

## 第9条(会計年度及び会計監査)

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2. 会計責任者は、年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

## 第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 付則

本規約は、平成15年1月1日より実施する。

本規約の一部改正は、平成24年4月1日より施行する。